

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市の再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例	<p>【目的】 再生可能エネルギー利用の普及及び拡大を推進しつつ、再生可能エネルギー発電設備に直接又は間接に起因する土砂災害その他の災害の発生のおそれ又は景観資源、自然環境、若しくは市民の生活環境等に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の安全な導入について基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域と共生して調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進を図る。</p> <p>【内容】 条例の目的ののっとり、市、事業者等及び市民の責務を定めるもの。 ・再生可能エネルギー発電事業のうち、①太陽光（建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で出力50キロワット以上のもの、②風力で出力20キロワット以上のもの、及び③地熱に該当する再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、事業者は設置工事に着工する日の60日前までに事業計画を市長に届け出なければならないことを規定。 ・届け出る場合において、①事業区域内に抑制区域が含まれるもの、②太陽光で出力2,000キロワット以上のもの、③風力で出力1,000キロワット以上のもの、及び④地熱に該当する場合は、環境影響評価を実施し調査結果を市長に報告しなければならないことを規定。 ・その外、抑制区域の指定、変更の届出、事前協議、周辺関係者への周知、協定、設置工事完了等の届出、廃止の届出、増設等工事の届出、維持管理及び補修、異常発生時の対応、報告の徴収、立入調査等、指導・助言及び勧告、命令、及び公表について規定。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和3年12月議会定例会 ②施行日 令和4年4月1日</p>	工 義務 権利		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
2	花巻市立地適正化計画 （変更）	<p>【目的】 都市計画区域内の区域について、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画</p> <p>【内容】 ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 ・居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導する都市機能増進施設の設定並びに公共交通網形成計画との連携 ・都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等に関する事項 ・住宅並びに誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針「防災指針」に関する事項（令和2年9月改正により追加）</p> <p>【内容（変更）】 ・「防災指針」に関する事項の追加 ・計画における施策の実施状況に係る調査、分析及び評価並びに令和4年度以降の事業の見直し</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成27年度～平成47年度（令和17年度）</p> <p>【関係法令】 都市再生特別措置法により「作成することができる」とされている。</p>	ア 計画		
3	多文化共生推進プラン（仮称）	<p>【目的】 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくための計画。</p> <p>【内容】 ・花巻市まちづくり総合計画の「人づくり」分野の「基本政策3-3 生涯学習の推進、施策3 国際都市の推進」の実現のため、具体的な内容を示すもの ・目的、方針及び目的達成のための基本的な施策</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 令和4年度～令和8年度</p> <p>【関係法令】 なし</p>	ア 計画		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
4	花巻市スポーツ推進計画 （変更）	<p>【目的】 スポーツ基本法に基づき市民が生涯にわたって健康でいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ元氣な活力あるまちの実現を図るために策定</p> <p>【内容】 生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進、大規模スポーツ大会の開催</p> <p>【内容（変更）】 ・第3期花巻市教育振興基本計画と整合性を図るため計画期間を延長（変更前：令和5年度まで、変更後：令和7年度まで） ・中間見直しによる事業計画及び成果目標値等の変更</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成29年度～令和7年度</p> <p>【関係法令】 スポーツ基本法及びスポーツ基本計画により「地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌してその実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めること」とされている。</p>	ア 計画		
5	花巻市子ども読書活動推進計画（第四次）	<p>【目的】 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資するため策定</p> <p>【内容】 子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校及び行政などがそれぞれ担うべき役割や取り組み</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 令和4年度～令和8年度</p> <p>【関係法令】 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく努力義務。</p>	ア 計画		

1 参画の対象

対象の名称	花巻市の再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例	対象区分	市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
対象の内容	<p>【目的】 再生可能エネルギー利用の普及及び拡大を推進しつつ、再生可能エネルギー発電設備に直接又は間接に起因する土砂災害その他の災害の発生のおそれ又は景観資源、自然環境、若しくは市民の生活環境等に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備の安全な導入について基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域と共生して調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進を図る。</p> <p>【内容】 条例の目的の通り、市、事業者等及び市民の責務を定めるもの。 ・再生可能エネルギー発電事業のうち、①太陽光（建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で出力50キロワット以上のもので、②風力で出力20キロワット以上のもので、及び③地熱に該当する再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、事業者は設置工事に着工する日の60日前までに事業計画を市長に届け出なければならないことを規定。 ・届出する場合において、①事業区域内に抑制区域が含まれるもの、②太陽光で出力2,000キロワット以上のもので、③風力で出力1,000キロワット以上のもので、及び④地熱に該当する場合は、環境影響評価を実施し調査結果を市長に報告しなければならないことを規定。 ・その他、抑制区域の指定、変更の届出、事前協議、周辺関係者への周知、協定、設置工事完了等の届出、廃止の届出、増設等工事の届出、維持管理及び補修、異常発生時の対応、報告の徴収、立入調査等、指導・助言及び勧告、命令、及び公表について規定。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和3年12月議会定例会 ②施行日 令和4年4月1日</p>		

2 選択した市民参画の方法

方法①	パブリックコメントの実施	方法②	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	花巻市の再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例（素案）パブリックコメント	名称	花巻市環境審議会での審議
時期及び回数	令和3年8月中旬から9月中旬（1カ月間）	時期及び回数	令和3年8月下旬 1回
周知方法及び周知時期	広報はなまき令和3年8月1日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、各保健センターに備え付ける。	周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。（令和3年8月上旬）
対象者（対象地域）	全市民	対象者（対象地域）	花巻市環境審議会委員： 公募による市民（1）、知識経験を有する者（6）、関係行政機関の職員（5）、各種団体の役職員（6） 計18人
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（令和3年11月中旬）	結果公表の方法及び時期	市ホームページの花巻市環境審議会の開催結果をもって公表とする。（令和3年9月下旬）
方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を素案へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、選択した。	方法や時期を選択した理由	花巻市環境審議会は花巻市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するために設置され、公募による市民、知識経験を有する者、関係行政機関の職員並びに各種団体の役職員で構成されており、委員の意見を素案に反映させるため上記の時期を選択した。

1 参画の対象

対象の名称	花巻市立地適正化計画（変更）	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	<p>【目的】 都市計画区域内の区域について、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導する都市機能増進施設の設定並びに公共交通網形成計画との連携 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等に関する事項 住宅並びに誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針「防災指針」に関する事項（令和2年9月改正により追加） <p>【内容（変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「防災指針」に関する事項の追加 計画における施策の実施状況に係る調査、分析及び評価並びに令和4年度以降の事業の見直し <p>【計画期間】 平成27年度～平成47年度（令和17年度）</p> <p>【関係法令】 都市再生特別措置法により「作成することができる」とされている。</p>		

2 選択した市民参画の方法

方法①	意見交換会の開催
名 称	花巻市立地適正化計画の変更（素案）に係る市民説明会
時 期 及び 回 数	令和3年11月上旬～12月上旬 4回（花巻地域、石鳥谷地域、東和地域、大迫地域）
周知方法 及び 周知時期	広報はなまき令和3年10月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知する。
対象者 （対象 地域）	全市民
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載する。（令和4年1月上旬）
方 法や 時 期を 選択した 理由	計画の変更内容を広く市民に説明するとともに、多くの意見を聴取する方法として、住民説明会を選択した。 時期については、聴取した意見等を素案に反映させるための検討期間を考慮し、上記のとおり設定した。

方法②	パブリックコメントの実施
名 称	花巻市立地適正化計画の変更（素案）パブリックコメント
時 期 及び 回 数	令和3年11月上旬～12月上旬 （1か月間）
周知方法 及び 周知時期	広報はなまき令和3年10月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知する。 設置場所は、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、各保健センターとする。
対象者 （対象 地域）	全市民
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載する。（令和4年1月上旬）
方 法や 時 期を 選択した 理由	計画の変更内容に対し、多くの市民が意見を述べやすい形式として、パブリックコメントを選択した。 時期については、聴取した意見等を素案に反映させるための検討期間を考慮し、上記のとおり設定した。

対象の名称	花巻市立地適正化計画（変更）
-------	----------------

方法③	その他適切と判断される方法
名称	花巻市都市計画審議会での審議（関係団体等からの意見聴取）
時期及び回数	令和3年12月下旬 1回
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。（令和3年11月下旬）
対象者（対象地域）	花巻市都市計画審議会：学識経験者（5人）、その他（9人） 計14人 ※その他：市議会議員 6人、官公庁 3人（岩手河川国道事務所長、県南広域振興局土木部花巻土木センター所長、花巻警察署長）
結果公表の方法及び時期	市ホームページの都市計画審議会の開催結果をもって公表とする。 （令和4年1月中旬）
方法や時期を選択した理由	都市再生特別措置法により、立地適正化計画の策定（変更等を含む）においては、「公聴会の開催その他住民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、都市計画審議会の意見を聴かなければならない」とされていることから、選択した。時期については、聴取した意見等を素案に反映させるための検討期間を考慮し、上記のとおり設定した。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等		●→● 業務委託契約				●→● 素案作成					●→● 意見反映・計画作成		●→● 計画変更の公表	
方法①						●→● 広報掲載依頼・資料準備	●→● 広報・HPにより周知	●→● 実施	●→● 意見の整理	●→● 結果の公表				
方法②						●→● 広報掲載依頼・資料準備	●→● 広報・HPにより周知	●→● 実施	●→● 意見の整理	●→● 結果の公表				
方法③									●→● 郵送による通知	●→● 実施	●→● 結果の公表			

1 参画の対象

対象の名称	多文化共生推進プラン（仮称）	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	<p>【目的】 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくための計画。</p> <p>【内容】 ・花巻市まちづくり総合計画の「人づくり」分野の「基本政策3-3 生涯学習の推進、施策3 国際都市の推進」の実現のため、具体的な内容を示すもの ・目的、方針及び目的達成のための基本的な施策</p> <p>【計画期間】 令和4年度～令和8年度</p> <p>【関係法令】 なし</p>		

2 選択した市民参画の方法

方法①	ワークショップの実施
名称	公募によるワークショップ
時期及び回数	令和3年9月～10月 2回（外国人住民、日本人住民 各1回）
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に、広報はなまき、市ホームページ、SNS、FMはなまきで周知する。これに加え、外国人住民への周知を花巻国際交流協会と協力して行う。
対象者（対象地域）	市民 15名程度
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載（令和3年12月）するほか、令和4年度に、素案としてパブリックコメントにおいて公表
方法や時期を選択した理由	市民から意見を聴取できる方法として選択。 ワークショップの結果を策定委員会で共有し、かつ計画に反映させるため、適切な時期を選択した。

方法②	その他適切と判断される方法
名称	策定委員会（関係団体等からの意見聴取）
時期及び回数	令和3年11月、令和4年1月、4月 3回
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に、郵送により通知する。
対象者（対象地域）	定住外国人、技能実習生監理団体、技能実習生受入れ企業、日本語ボランティア団体、商工会議所等 計15名程度
結果公表の方法及び時期	開催1か月後程度で市ホームページに掲載するほか、令和4年度に、素案としてパブリックコメントにおいて公表
方法や時期を選択した理由	定住外国人及び関係団体の意識の共有を図るとともに意見を計画に反映させるため、適切な時期を選択した。

対象の名称 | 多文化共生推進プラン（仮称）

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

対象の名称	花巻市スポーツ推進計画（変更）
-------	-----------------

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由

反映しなかった内容とその理由

1 参画の対象

対象の名称	花巻市子ども読書活動推進計画（第四次）	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資すること。 【内容】子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校及び行政などがそれぞれ担うべき役割や取り組み 【計画期間】令和4年度～令和8年度 【関係法令】子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく努力義務		

2 選択した市民参画の方法

方法①	その他適切と判断される方法
名称	花巻市子ども読書活動推進計画（第四次）検討委員会（関係団体等からの意見聴取）
時期及び回数	令和3年11月上旬から令和4年2月 3回
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。（令和3年10月中旬）
対象者（対象地域）	花巻市校長会、市内私立高等学校、岩手県中部教育事務所、花巻地区私立幼稚園協議会、花巻地区法人立保育所協議会、読み聞かせボランティア団体、保護者、公募、市立図書館協議会 計15名程度
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（令和4年3月）
方法や時期を選択した理由	子どもの読書活動の推進に関する法律により、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めることとされている。意見等を素案に反映させるため、上記の時期を選択した。

方法②	パブリックコメントの実施
名称	花巻市子ども読書活動推進計画（第四次素案）パブリックコメント
時期及び回数	令和3年12月中旬から1月（1カ月半）
周知方法及び周知時期	広報はなまき令和3年11月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知する。素案については、当館及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、各保健センターに備え付ける。
対象者（対象地域）	全市民
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（令和4年3月）
方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、選択した。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等			●	→			●	→	●	→	●	→	●	→
方法①				前計画の振り返り			●	→	●	→	●	→	●	→
方法②							●	→	●	→	●	→	●	→
							委員公募広報掲載	委員公募・選考	検討委員会		検討委員会	検討委員会	結果の公表	
								●	→	●	→	●	→	●
								広報掲載依頼・資料準備	広報・HPにより周知		実施	意見の整理	結果の公表	

1 参画の対象

対象の名称	第3期花巻市教育振興基本計画	計画等の策定日（制定日）	令和3年3月26日
対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更		
対象の内容	<p>【目的】 本市の教育行政の進むべき方向と、これを実現するための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業を明らかにするため策定するもの。</p> <p>【内容】 長期的な展望に立ち、本市の教育振興の方向と目標を定め、これらを達成するための基本的な行政施策と事業を体系化・明確化するものであり、花巻市まちづくり総合計画の「人づくり」分野の具体的な内容を示すもの。</p> <p>【計画期間】 令和3年度～令和7年度</p> <p>【関係法令】 教育基本法により、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。</p>		

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法①	審議会その他の附属機関における委員の公募	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	花巻市教育振興審議会での審議	花巻市教育振興審議会での審議
周知方法及び時期	開催日2週間前までに郵送により通知するとともに、市ホームページに掲載する。	開催日2週間以上（おおむね1か月）前までに郵送により通知するとともに、市ホームページに掲載した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	令和2年8月、9月、11月、令和3年2月 4回	令和2年8月5日（第1回）9:30～11:55 計画の諮問について等 令和2年9月30日（第2回）14:00～15:55 計画（第1章～第3章）について審議等 令和2年11月6日（第3回）13:30～14:55 計画（第4章～第6章）について審議等 令和3年3月9日（第4回）13:30～14:53 計画（最終案）について審議等 ※会場は、いずれも石鳥谷総合支所3階大会議室以上の4回開催
対象者(対象地域)	大学教授(1)、市教育振興運動協議会(1)、市校長会(2)、市PTA連合会(1)、私立幼稚園協議会(1)、高等学校長(1)、市体育協会(1)、花巻青年会議所(1)、法人立保育所協議会(1)、学童クラブ(1)、保育園保護者会(1)、障がい児者施設(1)、公募による者(2) 計15人	大学教授(1)、市教育振興運動協議会(1)、市校長会(2)、市PTA連合会(1)、私立幼稚園協議会(1)、高等学校長(1)、市体育協会(1)、花巻青年会議所(1)、法人立保育所協議会(1)、学童クラブ(1)、保育園保護者会(1)、障がい児者施設(1)、公募による者(2) 計15人
実施結果意見提出者数・提出件数等		審議会での意見等数延べ54件（8/5①21件13人出席、9/30②9件11人出席、11/6③12件13人出席、3/9④12件12人出席）

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	市ホームページの教育振興審議会の開催結果をもって公表とする。（令和2年8月、10月、11月、令和3年3月）	市ホームページに審議会開催の都度、会議結果と会議録を公表した。 第1回分（令和2年9月17日公表） 第2回分（令和2年12月14日公表） 第3回分（令和3年1月8日公表） 第4回分（令和3年4月13日公表）

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと	4回の審議の中で、審議会委員から多くの意見をいただき、これを十分に反映した計画を策定することができた。
○予定を変更して実施した場合の内容と理由	審議会での審議のほか、次の協議等を実施したことや日程調整の都合から、当初予定した4回目の審議会は、2月から3月に変更し開催した。（本市の教育振興のための施策に関する基本的な事項を定める重要な計画であることから、様々な重要な会議の場において協議した。） ・花巻市教育委員会議・協議会における協議等 5月～3月 7回 ・総合教育会議における協議 5月～3月 3回 ・社会教育委員会議における協議等 7月～3月 3回
○反省点	「結果公表の方法及び時期」について、審議会開催の都度、会議結果と会議録を市HPに公表したが、他の業務に追われ公表時期が遅れてしまった。
○市民参画の実施に当たっての改善点	

対象の名称	第3期花巻市教育振興基本計画
-------	----------------

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法②	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施
名称	花巻市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメント	花巻市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメント
周知方法及び時期	広報はなまき令和2年12月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載するほか、SNS、FMはなまき、有線放送で周知する。 素案については、当課、本庁総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各図書館に備え付ける。	広報はなまき令和3年1月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載するほか、SNS、FMはなまき、有線放送で周知した。 素案については、当課、本庁総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各図書館に備え付けた。（広報はなまき掲載以外の周知方法は1月7日に実施）
実施の時期（日時） 場所及び回数等の内訳	令和3年1月（1か月間）	令和3年1月7日～令和3年2月5日（1か月間）
対象者（対象地域）	全市民	全市民
実施結果 意見提出者数・提出件数等		意見提出者数3人 意見件数14件 素案閲覧者数 備付素案25件 ホームページ86件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（令和3年2月）	令和3年2月16日、市ホームページに実施結果を掲載した。 ※計画（資料編）に実施結果を掲載し、3月26日の計画策定後、各学校、幼稚園・保育園等関係機関に計画書を送付又は配信した。

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと
パブリックコメントでは、計画内容に変更を要する意見はなかったが、今後、計画を推進する際に参考とすべき意見をいただいた。
○予定を変更して実施した場合の内容と理由
・慎重に審議を行い、意見反映のため、計画素案の作成に時間を要した。このため、広報はなまき掲載時期が予定より1か月遅れた（予定：12月15日号→1月15日号）。 ※パブリックコメントは、予定どおり1月から1か月間実施。 ・パブリックコメントのみならず、令和2年12月18日から令和3年1月22日までの間、市内小中学校（30校）及びPTA（会長30人）に、素案に対する意見を求め、計18件の意見があった。（本市の教育振興のための施策に関する基本的な事項を定める重要な計画であることから、市内小中学校及びPTAにも意見を求めた。）
○反省点
パブリックコメント実施時期においては、感染症対策のため、振興センター等の公共施設が平日のみ17時までの開館となるなどの影響から、意見件数は第2期計画策定時の43件から14件に減少した。
○市民参画の実施に当たっての改善点

方法②

対象の名称 第3期花巻市教育振興基本計画

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

1 参画の対象

対象の名称	花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針	計画等の策定日（制定日）	令和3年3月17日
対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更		
対象の内容	【目的】 就学前児童の保育・幼児教育の更なる充実、質の向上を目指し、公立保育園及び幼稚園の適正配置を行うための基本指針 【内容】 本市の保育・幼児教育環境に関する課題抽出、公立保育園・幼稚園が担うべき役割、課題解決のための方策、地域ごとの特性を生かした適正配置の考え方 【計画期間】 令和3年度～（終期を設けない） 【関係法令】 該当なし		

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法①	意見交換会の開催	意見交換会の開催
名称	関係団体等との意見交換会	同左
周知方法及び時期	開催日の2週間前までに文書で通知する。	①開催日の2週間以上前に郵送又は手交により通知した。（令和2年7月中旬） ②開催日の2週間以上前に日程について保育園等を通じて保護者へ事前連絡し、開催日の4日前に保育園等を通じて通知した。（令和2年10月下旬）
実施の時期（日時） 場所及び回数等の内訳	令和2年7月～8月 私立保育施設及び幼稚園運営主体（1回） 公立保育園及び幼稚園保護者（1回）	①市役所委員会室（基本指針策定に係る意見交換会） 令和2年7月30日（木）14時～15時30分 ②市交流会館（保護者代表者交流会） 令和2年10月26日（月）18時30分～20時 以上の2回開催
対象者（対象地域）	私立保育施設及び幼稚園運営主体（12名程度） 公立保育園（10園）及び幼稚園（2園）の保護者会（12名）	①私立保育施設及び幼稚園長等（11名） ②保育園、幼稚園及び小規模保育園の保護者会代表者（私立を含む19名） 計30名
実施結果 意見提出者数・提出件数等		①3団体・3施設 計11人 意見11件 ②19園19人 意見19件 延べ30人 意見30件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	素案としてパブリックコメントにおいて公表（令和3年1月）	素案としてパブリックコメントにおいて公表（令和3年1月7日）

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと	出席者それぞれの立場から広く意見をいただいた。適正配置に関し、公立園の担うべき役割や適正な児童数の規模などの意見は、園の持続可能な最小規模を設定するうえで参考となった。また、園を選ぶ観点など保護者の考えを聞くことができ、適正配置の方針策定に参考となった。
○予定を変更して実施した場合の内容と理由	保護者との意見交換会については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催時期の調整が予定どおりに進まなかったが、公立園に限らず私立園の保護者も対象としたワークショップ形式の交流会として企画を見直した。
○反省点	保護者代表者交流会の実施内容調整に時間を要したため、事前に口頭での開催予告は行っていたものの、通知の発出が開催日の直前になったこと。
○市民参画の実施に当たった改善点	

対象の名称	花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針
-------	---------------------------

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法②	パブリックコメントの実施	
名称	花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針（素案）パブリックコメント	同左
周知方法及び時期	広報はなまき12月15日号及び市ホームページに掲載するほか、SNS、FMはなまき、有線放送を通じて実施について周知する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、生涯学園都市会館、花巻保健センター及びこどもセンターに備え付ける。	広報はなまき1月15日号及び市ホームページに掲載（1月7日）したほか、SNS、FMはなまき、有線放送で周知した。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、生涯学園都市会館、花巻保健センター及び各公立保育園・幼稚園に備え付けた。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	令和3年1月（1か月間）	令和3年1月7日～2月5日（30日間）
対象者(対象地域)	全市民	全市民
実施結果意見提出者数・提出件数等		意見提出者数1人 意見件数1件 （参考意見扱い） 素案閲覧者数 備付素案 44件 ホームページ 286件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する（2月下旬）	令和3年3月1日に市ホームページに掲載した。

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと
応募のあった意見は参考意見の取扱いとなったが、内容は素案に肯定的な意見であり、指針の策定に参考となった。また、ホームページの閲覧件数が一定程度あったことから、市民参画計画時にいただいたご意見をもとに周知方法を見直したことが成果につながったものと考えられる。
○予定を変更して実施した場合の内容と理由
<ul style="list-style-type: none"> 市民参画以外の会議においても素案の協議を行い、調製に時間を要したことから、広報はなまき掲載時期が予定より1か月遅れた。（予定：12月15日号→1月15日号） 保護者に関心を寄せてもらうことを目的に、素案の閲覧場所を見直し、こどもセンターから基本指針の対象である公立保育園・幼稚園に変更した。
○反省点
パブリックコメントの実施時期は、感染症対策のため、振興センター等の公共施設が平日のみ17時までの開館となるなどの影響から、応募意見が少なかった。
○市民参画の実施に当たっての改善点

方法②

対象の名称	花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針
-------	---------------------------

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表